

地震発生時の生徒の安全確保について（お知らせ）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と生徒の下校措置については次のとおりとなっています。

本校では、災害発生時に限らず、生徒の安全・安心を最優先に教育活動に取り組んで参ります。今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

< 臨時休業 >

川崎市内のいずれかの地域（高津区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。
(発生時刻が登校の時間帯と重なった場合に、登校した生徒は学校で待機させます。)

また、発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

< 生徒の下校 >

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（高津区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、川崎市立中学校^(*)、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

*注) 川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。



本校では、確認させていただいた、①または②の方法で下校します。

- ① 学区・通学路の安全確認を行った後、地区班ごとの集団下校を行い、担当教員が当該地区まで引率いたします。
- ② あらかじめ保護者より申し出がある生徒については、学校で待機させ、保護者に直接引き渡します。

ご不明な点がある場合は、教頭（Tel822-2487）までご相談ください。